

# 法科大学院認証評価 (追 評 価)

## 自 己 評 価 書

香川大学大学院

香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻

平成 2 1 年 8 月

香 川 大 学

# 目 次

## Ⅲ 章ごとの自己評価

### 第 8 章 教員組織

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1 基準ごとの分析              | 1  |
| 8－1 教員の資格と評価           |    |
| 基準 8－1－1               | 1  |
| 基準 8－1－2               | 2  |
| 基準 8－1－3               | 3  |
| 8－2 専任教員の配置と構成         |    |
| 基準 8－2－1               | 7  |
| 基準 8－2－2               | 8  |
| 8－3 実務経験と高度な実務能力を有する教員 |    |
| 基準 8－3－1               | 9  |
| 基準 8－3－2               | 10 |
| 8－4 専任教員の担当授業科目の比率     |    |
| 基準 8－4－1               | 11 |
| 8－5 教員の教育研究環境          |    |
| 基準 8－5－1               | 12 |
| 基準 8－5－2               | 13 |
| 基準 8－5－3               | 15 |
| 2 優れた点及び改善を要する点等       | 16 |

## 第 8 章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8-1 教員の資格と評価

##### 基準 8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準 8-1-1 に係る状況）

本法科大学院は、入学定員 30 人に対し 21 人（内 1 人は、前期末に転出した者と後期に新たに配置した者とを合わせて 1 人と数える。）の専任教員を配置している（授業担当は 20 人（内 1 人につき前に同じ））。専任教員配置の内訳は、延べ人数（同一科目群内で複数の授業科目を担当する場合は 1 人とカウントし、複数の科目群の科目にわたって複数の授業科目を担当する場合は、科目群ごとに 1 人とカウントする。前期末に転出した者と後期に新たに配置した者とは、各人が担当する科目の科目群ごとに各 1 人とカウントする。）で、法律基本科目（基礎科目群及び基幹科目群）26 科目のうち 25 科目について 15 人、法律実務基礎科目群 9 科目全部について 6 人、基礎法学・隣接科目群 7 科目について 0 人、展開・先端科目群 23 科目のうち 11 科目について 6 人である。本法科大学院の特徴として重視し設置している展開・先端科目群のビジネスロー分野及び環境法分野の授業科目については、専任教員 3 人（経済法 1 人、環境法 2 人）のほか兼任教員 1 人（経済法 1 人）を配置している。また、兼担・兼任教員は、基礎科目群について 1 科目 1 人、実務基礎科目群について 3 科目 3 人、基礎法学・隣接科目群について 7 科目 7 人、展開・先端科目群について 12 科目 12 人である。なお、基幹科目群 3 科目について 6 人の補助教員を配置している。（別添資料「教員一覧」《資料番号 2》）

専任教員及び兼担・兼任教員は、いずれも担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行なうために必要な高度の教育上の指導能力を有しており、その資料は本法科大学院ホームページ上の「教員組織」及び香川大学ホームページ上の「研究者総覧」（<http://www.ceda.kagawa-u.ac.jp/kudb/>

[servlet/RefOutController?exeB0=WR41000B0&monitorID=WR41000](http://www.ceda.kagawa-u.ac.jp/kudb/servlet/RefOutController?exeB0=WR41000B0&monitorID=WR41000)）において公表されている。また、愛媛大学所属教員については愛媛大学ホームページ上の「愛媛大学教育研究者要覧」（URL: <http://kenqweb.office.ehime-u.ac.jp/yoran/>）においても公表されている。【解釈指針 8-1-1-1 ※】

<別添資料>

- ・連合法務研究科ホームページ（教員組織）（資料番号 1）
- ・教員一覧（資料番号 2）

**基準 8-1-2**

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院において授業を担当する専任教員の担当専門分野ごとの内訳は、延べ人数で、憲法が教授 2 人、行政法が教授 1 人（前期末に転出した者と後期に新たに配置した者とを別々に数えると 2 人）、民法が教授 3 人及び准教授 1 人（計 4 人）、商法が教授 1 人及び准教授 1 人（計 2 人）、民事訴訟法が教授 2 人、刑法が教授 1 人及び准教授 1 人（計 2 人）、刑事訴訟法が准教授 1 人、実務基礎科目が教授 5 人（実務家教員）及び准教授 1 人（研究者教員）（計 6 人）、展開・先端科目が教授 5 人及び准教授 1 人（計 6 人）である。

また、専任教員のうち実務経験を有する教員は 6 人を配置している。

専任教員はいずれも教育上及び研究上必要な業績を有しており、また、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有している。その資料は、本法科大学院ホームページ（URL: <http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/>）において開示されている。

**【解釈指針 8-1-2-1 ※】【解釈指針 8-1-2-2】**

なお、みなし専任教員 1 人は大学設置基準第 13 条及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入されているが、それ以外の専任教員はいずれもこの教員数に算入されていない。【解釈指針 8-1-2-3】、【解釈指針 8-1-2-4】

**<別添資料>**

- ・連合法務研究科ホームページ（教員組織）（資料番号 1）
- ・教員一覧（資料番号 2）

### 基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8－1－3に係る状況）

本法科大学院の専任教員の採用、昇任及び再任に関しては、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するために、本研究科が定める教員選考規程に基づき、人事委員会の議を経て研究科長が教授会に発議し、教授会が設置する教員選考委員会における審査を経て、教授会において当該教員の採用、昇任及び再任を審議し可否を決定する。教育業績及び研究業績に関しては、教授会で決定した「教員選考に関する申合せ」に定める基準に基づいて、その教育業績及び研究業績につき厳格な審査を行なっている。なお、本研究科選考規程及び教員選考に関する申合せは、愛媛大学の教員選考規程との整合性を図ること等の目的で、平成 20 年 9 月に改正を行った。《資料 8－1－3－1》《資料 8－1－3－2》

#### 《資料 8－1－3－1》

#### 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考規程

（専任の研究者教員の任用基準）

第 3 条 専任の研究者教員及び本研究科が主要科目として開講している授業科目を担当する専任以外の教員は、次の各号の一つに該当し、かつ、担当科目について教育上又は研究上の業績を有し、その担当科目について、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の能力があると認められる者とする。また、最近 5 年間に於いて、専攻分野に関する教育上又は研究上の業績を有することを必要とする。

- （1）原則として、法科大学院における 2 年以上の教育経験年数を有すること。但し、法科大学院以外の大学、大学院の教育経験年数の二分の一の年数を法科大学院の教育経験年数に算入することができる。
- （2）前号本文の規定にかかわらず、高度の法学専門教育の能力を示す研究業績（博士の学位論文やそれに準ずる論文、著作など）がある場合には、教育経験年数を問わないことができる。

（専任の実務家教員の任用基準）

第 4 条 専任の実務家教員は、概ね 5 年以上の実務経験及び理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績を有し、かつ、専攻分野について優れた知識及び経験を有し、その担当する専門分野について、高度の教育上の能力があると認められる者とする。但し、教育経験の有無は問わない。

（昇任基準）

第 5 条 第 3 条又は前条に該当する者は、准教授になることができる。  
2 第 3 条又は前条に該当する者であって、特に優れた教育上の能力があると認められる者は、教授になることができる。

（任用手続の決定）

第 7 条 本研究科長（以下「研究科長」という。）は、本研究科教授会（以下「教授会」という。）が定める教員任用計画に従い、本研究科人事委員会（以下「人事委員会」という。）の意見を聴いて、教員の任用等の手続の期日等を定める。  
2 採用については、公募又は推薦によって行う。  
3 昇任の選考の手続は、香川大学、愛媛大学がそれぞれ別に定める昇任基準に該当する者について、行う。再任の選考の手続は、任期が定められ、かつ、再任を希望する者について行う。

(教員の任用の選考)

第 11 条 人事委員会は、第 7 条 3 項による推薦又は第 8 条第 2 項、第 9 条第 4 項又は第 10 条の付議があった場合、任用の候補者 1 人又は数人を定める。

2 研究科長は、前項の人事委員会の議を経て、教員の任用の選考を教授会に発議する。

3 教授会は、教員の任用のため、その都度教員選考委員会を設置し、その審査結果に基づき選考を行う。

4 教授会は、教員の任用について無記名投票を行い、有効投票数の 3 分の 2 以上の賛成により任用を決定する。

(教員選考委員会)

第 12 条 教員選考委員会（以下、この条において「委員会」という。）は、研究科長及び教授会を構成するその他の教員から教授会が選出し、研究科長が任命した 3 人の委員をもって組織する。

2 前項の委員の選出は、研究科長を含む委員会の構成が次のとおりになるように行う。

(1) 任用予定の教員の所属すべき大学の教員 1 人以上

(2) 任用予定の教員が研究者教員である場合は研究者教員 1 人以上又は採用予定の教員が実務家教員である場合は実務家教員 1 人以上

(3) 任用予定の教員の所属すべき分野（公法系、民事法系及び刑事法系の別をいう。）の教員 1 人以上

3 委員会は、任用の候補者を審査し、その結果を教授会に報告する。

4 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会に主査 1 人を置く。主査は審査の内容をまとめて、教授会に報告する。主査は委員の互選とする。

6 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開くことができない。議事は、出席委員の過半数をもって決する。

7 委員会の運営に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、委員会が定める。

《資料 8－1－3－2》

香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考に関する申合せ

(研究者教員の任用基準)

1 次の各号の一に該当する者は、研究者教員として教授とすることができる。

(1) 大学（短期大学を除く学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）にいう「大学」。以下同じ。）において 7 年以上准教授（香川大学もしくは愛媛大学の学部又は他の大学においてすでに教授である者については、教授の期間を含む。次号においても同じ。）の経歴があり、教育研究上の業績及び能力が顕著であると認められる者

(2) 大学において 10 年以上准教授及び専任の講師の経歴があり、教育研究上の業績及び能力が顕著であると認められる者

(3) 前 2 号に準ずる経歴並びに教育研究上の業績及び能力があると認められる者

(4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力が顕著であると認められる者

2 次の各号の一に該当する者は、研究者教員として准教授とすることができる。

(1) 大学院博士課程修了者（博士課程単位修得者を含む。以下同じ。）又は博士号を有する者で、大学において 2 年以上専任の講師（香川大学もしくは愛媛大学の学部又は他の大学においてすでに准教授である者については、准教授の期間を含む。次号においても同じ。）の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者。

(2) 大学において 3 年以上専任の講師の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

(3) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(実務家教員の任用基準)

- 3 次の各号の一に該当する者は、実務家教員として教授となることができる。
- (1) 法律に関する実務を10年以上経験し、実務で担当した業務の具体的な内容・成果並びに担当期間の長さ等の実績により、担当予定の授業科目を担当する教育能力が顕著であると認められる者
- (2) 前号に準ずる経験を有し、実務で担当した業務の具体的な内容・成果並びに担当期間の長さ等の実績により、担当予定の授業科目を担当する教育能力が顕著であると認められる者
- 4 次の各号の一に該当する者は、実務家教員として准教授となることができる。
- (1) 法律に関する実務を5年以上経験し、実務で担当した業務の具体的な内容・成果並びに担当期間の長さ等の実績により、担当予定の授業科目を担当する教育能力があると認められる者
- (2) 前項に準ずる経験を有し、実務で担当した業務の具体的な内容・成果並びに担当期間の長さ等の実績により、担当予定の授業科目を担当する教育能力があると認められる者

(研究業績)

- 7 本「申合せ」1及び2の規定による研究業績の認定は、次の各号に定める担当する授業科目に対応する公刊された論文について行うことを原則とする。
- |   |              |       |
|---|--------------|-------|
| 一 | 1 (1)        | 5 点以上 |
| 二 | 1 (2) 及び (3) | 7 点以上 |
| 三 | 2 (1)        | 1 点以上 |
| 四 | 2 (2)        | 2 点以上 |

(教育業績)

- 8 本「申合せ」1及び2の規定による教育業績の認定は、授業の担当状況及び担当授業の評価に関する諸資料により行う。

(経歴の換算)

- 9 大学の教員以外の経歴を有する者については、次の各号に定めるところにより換算した年数をもって本「申合せ」1及び2の規定による大学における経歴とみなす。
- |   |                             |      |
|---|-----------------------------|------|
| 一 | 大学に準ずる教育研究機関における勤務期間        | 10 割 |
| 二 | 前号に該当しない経歴については、人事委員会が定める割合 |      |

また、本法科大学院の兼担・兼任教員の選考については、専任教員の選考に関する教員選考規程とは別個に「兼担及び兼任教員選考要項」が定められている。この要項に基づいて、本法科大学院において「教育上主要と認められる授業科目」を担当する兼担・兼任教員の選考と選考基準及び選考手続には、専任教員の選考に関する前記の教員選考規程が準用され、教授会で選考の可否が決定されている。その他必要な兼担・兼任教員の選考は、同要項が定めるところに基づいて、当該担当科目に関する教育経験や当該担当科目及びこれに関連する業績等を参酌し、教務・設備委員会が候補者を教授会に提案し、教授会出席者の過半数の賛成を得た場合に当該科目の担当者として決定している。

《資料8-1-3-3》



《資料 8－1－3－3》

**香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科兼担及び兼任教員選考要項**  
(趣旨)

**第 1** この要項は、法科大学院の教育を担当する教員には、理論と実務を架橋する等の教育上の指導能力が求められていることに基づき、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科（以下「本研究科」という。）の専任教員（みなし専任を含む）以外で本研究科の開講科目を担当する教員（以下「兼担及び兼任教員」という。）に関する選考基準及び選考手続について定めるものとする。

(定義)

**第 2** この要項における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1)兼担 香川大学若しくは愛媛大学の学部又は本研究科以外の大学院の専任教員で、本研究科が開講する科目を担当する教員

(2)兼任 香川大学及び愛媛大学以外の大学の専任教員、その他法曹等法科大学院における教育を行なうのに相応しい資格を有する者で、本研究科が開講する科目を担当する教員

(教育上主要と認められる授業科目を担当する兼担及び兼任教員の選考基準と選考手続)

**第 3** 本研究科の専任教員が担当しなければならない法律基本科目、必修科目等本研究科が教育上主要として開講している授業科目（以下「授業科目」という。）を兼担及び兼任教員が担当する場合、当該授業科目に関する能力と業績に応じ、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考規程（以下「規程」という。）第 4 条及び第 6 条の基準を準用して選考しなければならない。

2 前項の兼担及び兼任教員の選考は、規程第 7 条第 1 項及び第 4 項が定めるところにより開始し、規程第 11 条が定める手続に従い可否を決定するものとする。

3 前項の選考手続は、公法系、民事法系、刑事法系又は教務・設備委員会が、本研究科長に当該授業科目担当候補者を推薦することによって開始することを妨げない。

(基礎法学・隣接科目、展開・先端科目等の兼担及び兼任教員の選考)

**第 4** 第 3 の授業科目以外の科目を担当する兼担及び兼任教員については、当該担当科目に関する教育経験及び業績を参酌して、教務・設備委員会が候補者を選考するものとする。

2 前項の選考は、教務・設備委員会が当該科目担当の候補者を、前項に定める教育経験又は業績等を実証する資料を添付して本研究科教授会に提案し、教授会出席者の過半数の賛成により決定する。



## 8-2 専任教員の配置と構成

### 基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本法科大学院（法務専攻のみの1専攻）では、入学定員30人（収容定員90人）に対し専任教員21人（授業担当は20人）を配置しており、基準8-2-1の規定により必要な数（12人）を上回っている。【解釈指針8-2-1-1※】

21人のうち教授は14人で半数を上回る。【解釈指針8-2-1-2※】

また、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各分野において1人以上の専任教員を配置している。【解釈指針8-2-1-3※】

さらに、ビジネスロー及び環境法を重視する本法科大学院の特徴としている経済法及び環境法の担当については経済法1人、環境法2人の計3人の専任教員を配置している。

【解釈指針8-2-1-5】

なお、本法科大学院は入学定員が30人であるので、【解釈指針8-2-1-4※】は該当しない。

<別添資料>

- ・教員一覧（資料番号2）
- ・科目別専任教員一覧（資料番号3）

**基準 8－2－2**

**専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。**

（基準 8－2－2 に係る状況）

専任教員の科目別配置は、延べ人数で、憲法 2 人、行政法 1 人（2 人）、民法 4 人、商法 2 人、民事訴訟法 2 人、刑法 2 人、刑事訴訟法 1 人、法律実務基礎科目 6 人、展開・先端科目 6 人である。本法科大学院はビジネスローに精通し国際的視野を持つ法曹及び環境保全を推進する法曹の養成を重視しているので、展開・先端科目のうち経済法Ⅰ、経済法演習及び国際経済法の担当に専任教員 1 人、環境法Ⅰ、環境法Ⅱ及び環境法演習の担当に、法律基本科目をも担当する専任教員 2 人を配置しており、本法科大学院の教育目的に応じた適正な配置を行っている。また、労働法Ⅰ、労働法Ⅱ及び社会保障法の担当に専任教員 1 人を配置し、倒産法及び地方自治法の担当に、法律基本科目をも担当する各 1 人の専任教員を配置している。【解釈指針 8－2－2－1 ※】

専任教員の年齢構成は、30 歳代 4 人、40 歳代 8 人（内 2 人は後期に新たに配置した者と授業を担当しない者）、50 歳代 6 人（内 1 人は前期末で転出した者）、60 歳代 4 人であり、年齢バランスは適正である。【解釈指針 8－2－2－2 ※】

＜別添資料＞

- ・教員一覧（資料番号 2）
- ・科目別専任教員一覧（資料番号 3）

### 8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

#### 基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準 8-3-1 に係る状況）

本法科大学院の専任教員（21 人授業担当は 20 人）のうち専攻分野において 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する実務家教員は 6 人であり、基準 8-2-1 に規定する専任教員の数の 2 割以上である。その高度の実務能力については、とくに民事訴訟法領域における経験が豊富な 3 人が民事法演習Ⅳ・Ⅴ、民事裁判演習、要件事実論、リーガル・クリニックを担当している。他方、とくに刑事訴訟法領域において経験が豊富な 2 人が刑事訴訟実務、刑事裁判演習を担当している。実務家教員は、さらに実務講座、法曹倫理またはエクスターンシップをも担当している。【解釈指針 8-3-1-1 ※】

6 人の実務家教員のうち、みなし専任教員は 1 人であり、基準 8-2-1 に規定する概ね 2 割の専任教員の数に 3 分の 2 を乗じて算出される数の範囲内であって、公法演習Ⅲ 2 単位 2 クラス、地方自治法 2 単位 1 クラス、合計 6 単位の授業科目を担当し、かつ、教授会構成員として、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている。【解釈指針 8-3-1-2 ※】

<別添資料>

・教員一覧（資料番号 2）

**基準 8－3－2**

基準 8－3－1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－3－2 に係る状況）

基準 8－3－1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する本法学大学院の実務家専任教員 6 人のうち、3 分の 2 を超える 5 人は、10 年以上法曹としての実務の経験を有する者である。

＜別添資料＞

- ・連合法務研究科ホームページ（教員組織）（資料番号 1）

## 8-4 専任教員の担当授業科目の比率

### 基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

（基準 8-4-1 に係る状況）

本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目は、まず、本法科大学院教育のコアである法律基本科目群（必修科目である基礎科目群及び基幹科目群の科目計 54 単位）と法律実務科目群の必修科目（計 9 単位）であり、そのほとんどには、専任教員が配置されている。法律基本科目群のうち商法Ⅱ（2 単位）を兼任教員が担当しているが、専任教員の選考に準じた厳格な基準に基づいて選考されている。また、法律実務科目群のうち民事裁判演習（2 単位）及び刑事裁判演習（2 単位）は、専任教員のほかに最高裁判所又は法務省から派遣された教員が担当している。

本法科大学院は、ビジネスローと環境法に優れた法曹養成を目指しているところから、このことを念頭においた履修モデルを『修学案内』に示している（資料 5『修学案内』9～10 頁）。これらビジネスロー群と環境法群の授業科目（いずれも展開・先端科目に属する選択科目である。）のうち、ビジネスロー群の中核である経済法Ⅰ（2 単位）及び環境法群の中核である環境法Ⅰ（2 単位）も、本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目である。これらの授業科目も専任教員が担当している。

本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目の全体数（クラス単位：一の授業科目を複数クラスで実施している場合は、当該複数クラス数を授業科目数に算入する。）は、基礎科目群 16 科目（14 科目×1 クラス＋1 科目×2 クラス）、基幹科目群 23 科目（10 科目×2 クラス、1 科目×3 クラス）、法律実務科目の必修科目 10 科目（2 科目×1 クラス＋1 科目×2 クラス＋2 科目×3 クラス）及び展開・先端科目 2 科目（2 科目×1 クラス）の合計 51 科目（クラス）である。これらの授業科目のうち専任教員が担当するものは 48 科目であり、94%を占める。【解釈指針 8-4-1-1 ※】

<別添資料>

- ・開講授業科目一覧（資料番号 4）
- ・平成 21 年度修学案内（資料番号 5 44～45 頁）

## 8－5 教員の教育研究環境

### 基準 8－5－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8－5－1 に係る状況）

本法科大学院の専任教員の授業負担は他研究科および学部等の授業を含め、全員 30 単位以内であり、ほとんどの教員は 20 単位以内であって、授業負担は適正な範囲内にとどめられている。【解釈指針 8－5－1－1 ※】

なお、兼任教員の授業負担も、ほとんど 20 単位以内である。

<別添資料>

- ・教員一覧（資料番号 2）



**基準 8-5-2**

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8-5-2 に係る状況）

本法科大学院は香川大学と愛媛大学との連合形態の法科大学院であり、本法科大学院の専任教員は、原則として所属するそれぞれの大学の身分上又は勤務条件に基づくことになる。設置主体である両大学は法科大学院の特殊性を考慮し、本基準 8-5-2 の研究専念期間については、所属大学とは別に本法科大学院独自の制度を設けることになる可能性について了承しているが、なお両大学におけるすべての教員との調和をはかる必要から、両大学がそれぞれの状況を考慮し検討しているところである。そこで、両大学の現時点の検討状況について述べる。

全体として専任教員の教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年毎に相当の研究専念期間を与える、いわゆるサバティカル制度について、愛媛大学は、法科大学院担当教員（愛媛大学所属の本法科大学院専任教員）に配慮しつつ、2006 年 12 月に「愛媛大学教員研修専念期間規程」を策定し、本法科大学院の研修専念期間規程が整備され次第、調整することになっている。《資料 8-5-2-1》

サバティカル制度に関する香川大学全学の検討は進んでいないが、本法科大学院では、授業担当の確保等の条件が整う限り、留学その他の研究専念期間を認めることができるよう制度の整備をする方向で運営会議等で検討している。

## 《資料 8-5-2-1》

## 国立大学法人愛媛大学教員のサバティカル制度に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日

規則第 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国立大学法人愛媛大学教員規程第 13 条第 3 項の規定に基づき、担当業務又は専門分野に関する能力向上のため、教員が自主的調査研究に専念できるサバティカル制度（以下「サバティカル」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第 2 条 サバティカルを取得できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- （1）国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）の専任教員として継続して勤務した期間が 6 年以上の者
- （2）愛媛大学教員の総合的業績評価の直近 2 期間の部局個人評価結果が良好の者
- （3）取得時において、60 歳未満の者

2 2 回目以降のサバティカルを取得できる者は、直前のサバティカル期間終了後、本学の専任教員として 6 年以上継続して勤務し、かつ、前項第 2 号及び第 3 号に該当する者とする。

（サバティカル期間）

第 3 条 サバティカルの期間は、2 月以上 1 年以内の継続した期間とする。

2 サバティカルの期間の始期は、原則として 4 月又は 10 月とする。

（候補者の推薦）

第 4 条 サバティカルを取得しようとする者は、当該サバティカルの実施年度の前年度の 9 月末日までに、所属する部局等の長に対し、取得期間、調査研究の概要、調査研究場所等を申し出なければならない。

2 部局等の長は、前項の申出のあった者のうちから候補者を選考し、実施年度の前年度 11 月末日までに、学長に別紙により推薦するものとする。

（取得者の決定）

第 5 条 学長は、前条により部局等の長から推薦のあった者のうちから取得者を決定し、その結果を推薦のあった部局等の長に通知するものとする。

（学内職務の免除）

第 6 条 サバティカル期間中は、教育及び管理・運営に関する職務等を免除する。

（サバティカル期間中の兼業）

第 7 条 サバティカル期間中においても、兼業をしようとする場合は、部局等の長の許可を得なければならない。

2 サバティカル期間中における兼業は、本制度の趣旨に沿ったものでなければならない。

（サバティカル期間中の出張）

第 8 条 サバティカル期間中における旅費を伴う調査研究については、出張の手続きを取らなければならない。

（取得期間中の措置）

第 9 条 サバティカル取得期間中における代替措置に係る経費については、当該取得者の所属する部局等の負担とする。

（報告書の提出）

第 10 条 サバティカルを取得した者は、サバティカルの期間終了後 1 月以内に、別に定める報告書を所属する部局等の長に提出するものとする。

（その他）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、サバティカルに関して必要な事項は、各部局等の長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行後、最初に実施するサバティカルにおいては、当該資格を取得できる要件のうち、第 2 条第 1 項第 2 号について、「愛媛大学教員の総合的業績評価の直近 2 期間の部局個人評価結果が良好の者」とあるのは「平成 19 年度に実施する部局個人評価の結果が良好の者」と読み替えて適用するものとする。

サバティカル取得期間中の職員の給与等の取扱いについて

平成 19 年 4 月 1 日

学 長 裁 定

1 サバティカル取得期間中の職員は、職員として在職するが、大学における勤務を免除され、自主的調査研究に従事するものとする。

2 サバティカル取得期間中の職員の給与については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 俸給 サバティカル期間中、俸給の全額を支給する。

(2) 俸給の調整額 当該業務に従事することを支給の条件としているものにあつては、当該条件を満たさない場合は支給しない。

(3) 通勤手当 月の全日数にわたり通勤の事実がない場合、当該月分は支給しない。

(4) 昇給 昇給判定期間中に勤務実績が全くない場合を除き、勤務成績の判定に基づき昇給させる。この場合において、サバティカル取得期間中は、良好に勤務したものとみなす。

(5) 期末手当 在職期間として取り扱い、除算期間としない。

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| (6) 勤勉手当 | 勤務期間として取り扱わず，除算期間とする。 |
|----------|-----------------------|

**基準 8－5－3**

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため，必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8－5－3 に係る状況)

法科大学院の専任教員の教育上の職務を補助するために，学務第一係に本法科大学院及び法学部担当として，4人の事務職員を配置している。また，事務職員のみでは対応が難しいと思われる授業自動収録装置の利用に関して教員の IT 技術支援，法科大学院の HP 作成支援，学生に対する IT 支援，学生自習室の図書管理等の業務を補佐するために，非常勤の補助職員 1 人を配置している。平成 16～18 年度においては，法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムによる研究活動を支援するため非常勤の補助職員 1 人を配置した。さらに，法学部資料室に法学部の助手 1 人及び補助職員 2 人が配置されており，資料の整理・情報提供，法学会の活動の補助等研究活動の補助を行っている。なお，2 人の補助職員は 1 人ずつ交代で勤務しており，資料室は午後 9 時まで開放され，利用が可能である。

<別添資料>

・事務組織図（資料番号 6）

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### <優れた点>

- (1) 入学定員 30 人（収容定員 90 人）に対し、授業を担当する専任教員は 20 人を配置しており、専任教員 1 人あたりの学生数は 4.5 人の手厚い配置を行っている。
- (2) 実務への架橋としての教育を施すために、6 人の専任の実務家教員に加えて、最高裁派遣裁判官および法務省派遣検事を含む 9 人の実務家教員を兼任教員として任用し、実務基礎科目だけでなく、法律基本科目の演習科目及び展開・先端科目に配置している。

### <改善を要する点>

- (1) 専任教員に占める女性教員の比率が 2 割に満たないため、採用人事においては可能な程度において女性教員の比率を高めることを考慮する。
- (2) 法律情報処理のみを担当する専任教員については適正な単位数の科目を担当する必要がある。
- (3) 研修専念期間制度を具体化する必要がある。

# 法科大学院認証評価（追評価）

## 自己評価書 添付資料 目 次

- 1 連合法務研究科ホームページ（教員組織）
- 2 教員一覧（別紙様式 3）
- 3 科目別専任教員一覧（別紙様式 4）
- 4 開講授業科目一覧（別紙様式 1）
- 5 平成 21 年度修学案内
- 6 事務組織図